

公民館部会・図書館部会の設置について

【目的】

平成29年度から公民館、図書館の指定管理者制度導入に伴い、指定管理者との円滑な連携を図るための町の体制の確保、外部の視点を取り入れた評価や町民ニーズを取り入れやすくするため、社会教育委員会議内に公民館及び図書館に関する事項について専門的に協議する公民館部会、図書館部会を設置。今期についても引き続き設置し協議を行う。

【部会の構成】

- 公民館部会 5名
- 図書館部会 5名

※社会教育委員10名から、全員がどちらかの部会に属する。

【会議】

- 部会は、年3回開催予定（令和3年度は、各部会開催時期を6月、8月、12月を予定）
- 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。
- 会議は、議長もしくは、部会長が招集する。
- 部会は、部会の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 部会において議決を要するときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 部会長は、必要に応じて審議の経過又は、結果を直近に開催される会議に報告するものとする。
- 部会の審議事項については、公民館、図書館における各種事業の企画実施につき調査審議及び意見を述べる。

【その他】

各部会より指定管理者制度に関するモニタリング評価にかかる外部モニターを1名ずつ選出する。